

(陳受R5第1号)

学校教育における児童福祉の改善の陳情書

受理年月日

令和5年3月6日

陳情者

広島県広島市東区尾長東3-15-7
全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会
代表 江邑 幸一

陳情の要旨

各学校に対応の改善を求めます。

下記の内容は学校と児童相談所の関わりの現状をまとめました。少しでも早く実施されることが児童福祉法にある子どもの最善の福祉になると信じています。また、子どものために徳になるものと信じて活動しています。在学中は、児童のための最善を尽くす義務が学校にはあります。改善をお願いします。

- 1 各学校のいじめアンケートに児童虐待やネグレクトされているかアンケート等に追加してほしい。
 - 児童虐待死亡事件は全国年間50人である。
 - 令和2年自殺者は全国年間499人である。
 - 児童虐待相談件数は全児童の1%であり、残り99%は状況不明になる。
- 2 児童の行方不明者が令和2年全国年間14,587人あります。早急に対応策を検討していただきたい。

児童相談所（以下「児相」という）に保護された児童について

- 3 児相にスクールカウンセラーからの通報が目立つ。児相に通報する前に、親と協議をしサポートをすること。家庭環境の改善が見込めない場合、児相に通報してほしい。
- 4 教育を受けられない児童が見受けられる。在学中は、教育を確実に実施すること。
- 5 児相に保護されても、児童の意見を直接先生や学校関係者が定期的に児童に面会し確認してほしい。（広島での一時保護所での自殺もあります。）
- 6 児相に保護されたとしても、保護者と家族環境改善について協議し、在学中は児童と親の精神的サポートをしてほしい。

- (1) 親に対して児相が対応するので学校に来ないでと言わないでほしい。
- (2) 児童虐待で保護される児童が、事実の証拠がなく保護されることは、児童の生活環境を急変させ、精神的に不安定にさせ、そのことは不安が生涯続く精神的ダメージを与え取り返しのつかない可能性があるため、会わせるように児相と協議してほしい。(面会や手紙・電話等通信の機会を)
- ①児童に親権のある親と会わせない、親権のある祖父母・兄弟姉妹と会わせないことは、精神的に不安定にさせ、そのことは不安が生涯続く可能性があるため、会わせるように児相と協議してほしい。
- ②児童に親権のない親と会わせない、親権のない祖父母・兄弟姉妹と会わせないことは、精神的に不安定にさせ、そのことは不安が生涯続く可能性があるため、会わせるように児相と協議してほしい。
- ③児童の友達や関係者と会わせないことは、精神的に不安定にさせ、そのことは不安が生涯続く可能性があるため、会わせるように児相と協議してほしい。
- ④スマートフォンや携帯を没収しないで、毎日1時間でも使わせるように児相と協議してほしい。子どもは犯罪者でないから。
- 7 児相では虐待の疑いで保護され、虐待の事実を特定することはしないため、学校が病院に確認し特定できなければ、児相に事実確認を特定し情報提供するよう協議してほしい。